

平成 17 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ラック
代表者の役職氏名 代表取締役社長 三輪信雄
(JASDAQ・コード 4 3 5 9)
(U R L http://www.lac.co.jp/)
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 大橋洋一
電 話 番 号 0 3 (5 5 3 7) 2 6 0 0

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 2 月 17 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 17 年 3 月 25 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めると共に、株主の利益を重視した事業展開を推進し企業価値を高めることを目的として、当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役及び執行役員で当社取締役会にて承認された者。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果により生じた 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,000 個を上限とする。

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日）の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年6月1日から平成21年5月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。ただし、後記で掲げる新株予約権割当てに関する契約（以下「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員たる地位を失った後も権利を行使できる。

新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、行使期間開始以前に死亡した場合は、この限りではない。

上記の他、権利行使の条件については、平成17年3月25日開催予定の当社第19回定時株主総会以降に開催される新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で個別に締結する割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、新株予約権者が本件新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成 17 年 3 月 25 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上